

令和3年3月10日

第36回青森市農業委員会 月例総会議事録

青 森 市 農 業 委 員 会

1. 開会年月日 令和3年3月10日（水曜日） 午後1時00分

2. 開会場所 浪岡中央公民館1階 大ホール

3. 閉会年月日 令和3年3月10日（水曜日） 午後2時03分

4. 議案

議案第191号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第192号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第193号 農用地利用集積計画の決定について

議案第194号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）

議案第195号 農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見について

報告第127号 青森市農業委員会農地利用最適化協議会規約第7条の規定に基づく報告について

議案第196号 青森市農業委員会農地パトロール(利用状況調査)実施要領に基づく非農地判断について

報告第128号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理について

報告第129号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第130号 青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明書の交付について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1 番 秋 谷 進	2 番 穴 水 佳 行	3 番 一 戸 昭 憲
4 番 大 柳 壽 憲	5 番 鎌 田 清 勝	7 番 工 藤 隆 志
8 番 窪 寺 洋 志	9 番 高 坂 繁 光	10 番 齊 藤 光 朗
11 番 佐 藤 紘 一	12 番 澤 田 今日一	13 番 堤 武 久
14 番 奈良岡 めぐみ	15 番 西 澤 清 光	16 番 西 塚 伸
17 番 福 士 修 身	18 番 福 田 公 夫	19 番 安 田 昌 樹

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

なし

7. 農地利用最適化推進委員出席者の番号及び氏名

1 番 工 藤 努	3 番 工 藤 榮	4 番 工 藤 隆 正
5 番 木 立 忠 徳	6 番 風 晴 繁 雄	7 番 山 内 洋 一
8 番 山 田 正 樹	10 番 佐 藤 量 一	11 番 小 泉 作 郎
12 番 芥 藤 直 美	13 番 石 川 正 光	15 番 野 呂 正 幸
16 番 天 内 輝 明	17 番 三 上 紘 史	18 番 出 町 鉄 昭
19 番 成 田 貴 吉		

8. 農地利用最適化推進委員欠席者の番号及び氏名

2番 澤田 秀一	14番 豊川 明子	
----------	-----------	--

9. 会議に従事した職員の職氏名

事務局 長	永澤 治	事務局 次長	竹内 芳
浪岡分室 長	坂本 公平	主 幹	堀内 和之
主 幹	櫻田 正	主 査	佐々木 伸哉
主 事	雪田 幸誠		

10. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

○議長（福士修身会長）

それでは、ただ今から、第36回青森市農業委員会月例総会を開会いたします。

これより会議に入りますが、事務局から出席状況の報告を求めます。

○事務局次長

青森市農業委員会農業委員18名中18名が出席しております。以上でございます。

○議長（福士修身会長）

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局から報告がありましたとおり過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立いたします。あらかじめ私から皆様をお願いいたしますが、月例総会での発言は、挙手、起立のうえ、議席番号及び氏名を告げて、議長の許可を得てからとなりますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、議事録署名者を指名いたします。9番高坂繁光委員、10番齊藤光朗委員の両委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長（福士修身会長）

異議なしと認め、両委員をお願いいたします。

引き続き会期を定めます。会期は、今日1日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長（福士修身会長）

異議なしと認め、会期は今日 1 日と決定いたします。

ただいまより議案審議に入ります。議案第 191 号を議題とします。事務局より、議案朗読及び説明を求めます。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案は、農地の耕作を目的とする所有権移転が 5 件、賃借権設定が 9 件及び使用貸借が 1 件で合計 15 件でございます。個別の内容につきましては、議案書の 2 ページから 5 ページに記載しております。

それでは、個別の内容につきましては、議案に記載のとおりですが、要約して説明させていただきます。一番左の欄に申請番号、右から二つ目の欄に申請事由が記載されております。申請事由としては、譲渡人又は貸主については、親族へ持分移転のためなどの理由で、譲受人又は借主については、親族から持分移転のためなどの理由でございます。

これらはいずれも、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しております。農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可要件に関する調査内容につきましては、お手元に配付している調査書等のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（福士修身会長）

これより、2 ページ目の所有権移転の申請番号 211 番及び 212 番の審議を行うにあたり、山内洋一推進委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（山内洋一推進委員 退席）

○議長（福士修身会長）

これより、所有権移転の申請番号 211 番及び 212 番について審議を行います。質問、意見ありましたらどうぞ、ご発言ください。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

所有権移転の申請番号 211 番及び 212 番について、ご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長 (福士修身会長)
異議なしと認め、許可することに決定いたします。山内洋一推進委員を入場させてください。

(山内洋一推進委員 入場)

○議長 (福士修身会長)
次に、2 ページ目の所有権移転の申請番号 214 番の審議を行うにあたり、三上紘史推進委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(三上紘史推進委員 退席)

○議長 (福士修身会長)
これより、所有権移転の申請番号 214 番について審議を行います。質問、意見ありましたらどうぞ。

○各委員
(意見なし)

○議長 (福士修身会長)
所有権移転の申請番号 214 番について、ご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長 (福士修身会長)
異議なしと認め、許可することに決定いたします。三上紘史推進委員を入場させてください。

(三上紘史推進委員 入場)

○議長 (福士修身会長)
次に、3 ページ目の賃借権の申請番号 223 番から 4 ページ目の賃借権の申請番号 226 番までの審議を行うにあたり、山田正樹推進委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(山田正樹推進委員 退席)

○議長 (福士修身会長)

これより、賃借権の申請番号 223 番から申請番号 226 番までの審議を行います。質問、意見ありましたらどうぞ。

○各委員

(意見なし)

○議長 (福士修身会長)

賃借権の申請番号 223 番から申請番号 226 番について、ご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長 (福士修身会長)

異議なしと認め、許可することに決定いたします。山田正樹推進委員を入場させてください。

(山田正樹推進委員 入場)

○議長 (福士修身会長)

次に、4 ページ目の賃借権の申請番号 227 番までの審議を行うにあたり、西塚伸委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(西塚伸委員 退席)

○議長 (福士修身会長)

これより、4 ページ目の賃借権の申請番号 227 番について審議を行います。質問、意見ありましたらどうぞ。

○各委員

(意見なし)

○議長 (福士修身会長)

4 ページ目の賃借権の申請番号 227 番について、ご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長 (福士修身会長)
異議なしと認め、許可することに決定いたします。西塚伸委員を入場させてください。

(西塚伸委員 入場)

○議長 (福士修身会長)
それでは、議事参与制限があった所有権移転の申請番号 211 番、212 番、214 番及び賃借権申請番号 223 番から 227 番までを除く本案について審議を行います。質問、意見ありましたらどうぞ。

○各委員
(意見なし)

○議長 (福士修身会長)
議事参与制限があった所有権移転の申請番号 211 番、212 番、214 番及び賃借権申請番号 223 番から 227 番までを除く本案について、ご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長 (福士修身会長)
異議なしと認め、許可することに決定いたします。
次に、議案第 192 号を議題とします。事務局より、議案朗読及び説明を求めます。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局
説明させていただきます。本案は、農地の一時転用を目的として、賃借権設定に関する許可申請が 1 件でございます。申請は浪岡地区の非線引都市計画区域内におけるものが 1 件でございます。

それでは、今回の転用案件について、転用案件説明に基づき、ご説明させていただきます。右上に議案第 192 号関係資料と記載している資料をご覧ください。申請番号 65 番案内略図①と記載されていますが、申請地、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。申請概要につきましては、別紙のとおりと記載しておりますけれども、これは裏面から付けてございます。裏面 2 ペ

ーページ目が許可申請書、3 ページ目が位置図、これは概要図です。4 ページ目が案内図、これは詳細図です。5 ページ目が土地利用計画図、6 ページ目が農地転用計画書、こちらの農地転用計画書には転用目的、転用する土地を選定した理由、申請土地を転用することにより、近隣の農作物等に被害を及ぼす恐れはないか、あると予想される場合はその防除施設の概要、転用する面積を必要とする理由等が記載されてございます、7 ページ目が法務局の地図、8 ページ目から 9 ページ目までが一時転用しようとする農地の登記簿謄本、10 ページ目から 13 ページ目までが法人の登記簿謄本でございます。

議案第 192 号関係資料と記載した 1 ページ目に戻っていただきたいと思います。それでは許可基準からみた本案件の判断について述べさせていただきます。まず、立地基準でございますが、申請地は、第 3 種農地、甲種農地、第 1 種農地及び第 2 種農地のいずれにも当てはまらないことから、その他農地と判断されます。そして、その他農地の許可基準は第 2 種農地と同様とされており、第 2 種農地の転用は、申請に係る農地に代えて別な土地で目的が達成可能な場合は、原則として許可できませんが、例外許可事由の一つに、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められる上で、農業振興地域整備に関する法律、農振法の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合は許可できる、というものがあります。

今回の一時転用は、太陽光パネルの設置工事のために重機の駐車場が近隣土地に必要であり、太陽光パネルの設置工事につきましては、北側の方に平成 30 年 11 月の月例総会でご審議いただいて、令和元年 9 月 9 日付で青森県から許可を得ました太陽光発電施設の場所がございます。太陽光発電施設に関しては、今の一時転用と同じ申請人である N R E - 37 インベストメントという会社が許可を得ているものでございます。

そして、この一時転用する農地の南側には株式会社協和運送という会社が、平成 30 年 10 月の月例総会で許可相当の意見をいただいて、平成 31 年 1 月 16 日付けで青森県知事から許可を得た土地がございます。その場所については協和運送の事務所倉庫、駐車場を作るということでの転用目的でございます。

そうした位置にございますが、北側の方に、今申し上げた太陽光発電施設を工事するにあたって、どうしてもその隣接地に重機を置く駐車場がどうしても必要だということでございます。そして、一時転用しようとする場所が農用地区域外にあり、また、ずっと北側に一団の農地があるわけですが、完全に離れており、付近に一体で見るべき一団の農地がありませんので、農業振興地域整備計画の達成に支障をきたすものとはないと認められ、当該事由に該当するものと判断されます。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（福士修身会長）

これより本案について審議を行います。質問、意見ありましたらどうぞ。

はい、秋谷委員どうぞ。

○1番（秋谷進委員）

1番秋谷です。5点ほど、内容をお尋ねしたいと思います。

まず1点目は、一時転用というような表現。一時転用とはどういうものか説明してもらいたいです。

2点目、一時転用の期間が終わった時点で、どういう方法で一時転用が完了するのか。手続き的な疑問が2点目です。

3点目は、合同会社という表現がありますが、私、合同会社とは初めて聞きました。どういう会社なのか。

4点目、申請人がこの合同会社と日本再生可能エネルギー株式会社となっていますが、この関係はどのようなものか。もし分かれば、それもお知らせ願います。

5点目、日本再生可能エネルギー株式会社、全員外国人のようですが、日本再生可能エネルギー株式会社の謄本など手に入っているのでしょうか。それから、合同会社の社員が代表社員、職務執行社員、業務執行社員という風に、社員がたくさんいるようですが、この違い。もしわかれば説明していただければ。以上です。

○議長（福士修身会長）

事務局、よろしいですか。

○事務局

はい、お答えします。まず、一時転用とは何かということですが、通常は農地転用許可が県知事から出ますと、申請者は農地を農地でなくするわけです。それは永久的にするということですが、今回の場合はあくまでも農地転用の目的に書いているとおり、この期間だけ転用するだけで、その期間を過ぎたらまた農地に戻すということになります。

2点目の件でございます。一時転用の期間が終了した際の手続きにつきましては、耕作できる状態に直して返すということ聞いております。現状ある場所には砂利等敷かずただ重機を置くということでは聞いておりますが、駐車場として使用する場合は農地転用になるわけです。

3点目の合同会社の定義につきましては、手元に詳しい資料を持ってきませんでしたので、合同会社の説明については次回の報告でもよろしいでしょうか。

○議長（福士修身会長）

よろしいですか。

○1 番（秋谷進委員）

はい。

○議長（福士修身会長）

よろしいそうです。

○事務局

次の 4 点目、申請人の合同会社と執行人の関係につきましても、事務局的にはこの合同会社で実際に仕事をする人という考えでございましたが、それについても調査し、詳しく報告させていただきたいと思います。

次に会社の謄本でございますが、先ほど申し上げました 10 ページ目から 13 ページ目までが法人の登記簿謄本と紹介させていただきました。その履歴事項証明書というのが会社の登記簿謄本になります。履歴事項証明書というのが会社の名称や所在地の履歴が全部書いてあるものになりますので、NRE-37 インベストメントが港区虎ノ門の中で入居するビルを移ったという形になります。11 ページから 12 ページにかけては、法人を構成する社員が少し入れ替わっている等の登記の履歴が書かれています。申し訳ございませんが、最終的に合同会社そのものについての説明は次回させていただきたいと思います。説明は以上です。

○議長（福士修身会長）

秋谷委員、よろしいですか。

○1 番（秋谷進委員）

日本再生可能エネルギー株式会社の謄本は事務局の方で手に入れているかどうかです。合同会社の方ではなくて。いま添付しているのは合同会社の謄本だと思うのですが、日本再生可能エネルギー株式会社の謄本はありますか。

○事務局

代表社員の法人登記簿ということですか。

○1 番（秋谷進委員）

そうです。

○事務局

それは取っておりませんでした。

○1 番（秋谷進委員）

それは、手に入れていない。

○事務局

それは手に入れておりませんでした。

○1 番（秋谷進委員）

合同会社と日本再生可能エネルギー株式会社の関係性はわかるものですか。

○事務局

関係性といいますか、この合同会社を構成する一人だという事です。

○1 番（秋谷進委員）

日本再生可能エネルギー株式会社の社員は全員外国人ですよ。全員外国人で、合同会社の資本金が 10 万円。実際、日本再生可能エネルギー株式会社が事業をやるのであれば、日本再生可能エネルギー株式会社の名前でもいいのではないかなと思うのですけれども、そういかないのかな。合同会社というのを作って事業を行うと。

○事務局

主旨とすれば、日本再生可能エネルギー株式会社が申請すればいいというところを、なぜ合同会社NRE-37 インベストメントが申請するのかということでしょうか。

○1 番（秋谷進委員）

そう。わざわざ、ペーパーカンパニーみたいな会社つくって資本金 10 万円の会社をつくって事業をやるのかという疑問があるのですけれども。その辺の両社の関係がわかれば。

○事務局

それに関しても、次回の報告でよろしいでしょうか。

○議長（福士修身会長）

よろしいそうです。ただいま、秋谷委員からされた質問を後日問い合わせ、ご質問の中身を精査して発表していただければ大変ありがたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○事務局

はい、了解いたしました。

○1 番（秋谷進委員）

日本再生可能エネルギー株式会社の謄本もあると思うのです。合同会社の社員になっていますから、こちらでそれを求めても迷惑ではないのかなと思います。それで、もし可能であれば事務局で取り寄せれば、両社の関係がだいぶ分かると思います。日本再生可能エネルギー株式会社の社員が全員外国人国籍ですよ。日本人が一人も入っていませんので、その辺は慎重に謄本等取り寄せて確認した方がいいのではないかと思います。

○事務局

了解いたしました。次回報告させていただきます。

○議長（福士修身会長）

他にご質問ある方ございませんか。ありましたらどうぞ。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

ございませんので、本案について許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

異議なしと認め、そのように決定いたします。

事務局に再度お願いしますが、今決定しましたけれども、中身に関しては後ほどしっかり調査して、再度総会の場で説明していただければ大変助かりますので、よろしく願いいたします。

○事務局

了解いたしました。

○議長（福士修身会長）

次に、議案第 193 号、194 号及び 195 号は関連がありますので一括審議の議題とします。事務局より、議案朗読及び説明を求めます。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。本案の農用地利用集積計画（案）は、所有権移転が 2 件、利用権設定が 7 件の合計 9 件でございます。個別の内容につきましては、所有権移転の案が 7 ページ、利用権設定の案が 8 ページから 11 ページに記載しております。これら農用地利用集積計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしていると判断しております。

なお、9 ページ目から 11 ページ目までの議案第 194 号分につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により、当該農用地利用集積計画案の決定後における農地中間管理機構の転貸予定内容に対するの意見も求められています。

また、12 ページ目の議案第 195 号につきましては、以前に青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けたもので、今回は、農地中間管理機構の転貸予定内容に対するのみの意見を求められています。件数は 1 件でございます。転貸予定内容は、右側の備考欄に記載されております。それでは、ご審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

○議長（福士修身会長）

これより、8 ページの利用権設定申請番号 23 番の審議を行うにあたり、大柳壽憲委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（大柳壽憲委員 退席）

○議長（福士修身会長）

これより、利用権設定申請番号 23 番について審議を行います。質問、意見ありましたらどうぞ。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

利用権設定申請番号 23 番についてご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

異議なしと認め、そのように決定いたします。大柳壽憲委員を入场させてください。

(大柳壽憲委員 入場)

○議長 (福士修身会長)

次に、9 ページの利用権設定申請番号 282 番の審議を行うにあたり、穴水佳行委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(穴水佳行委員 退席)

○議長 (福士修身会長)

これより、利用権設定申請番号 282 番について審議を行います。質問、意見ありましたらどうぞ。

○各委員

(意見なし)

○議長 (福士修身会長)

用権設定申請番号 282 番についてご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長 (福士修身会長)

異議なしと認め、そのように決定いたします。穴水佳行委員を入場させてください。

(穴水佳行委員 入場)

○議長 (福士修身会長)

次に、9 ページの利用権設定申請番号 283 番及び 10 ページ目の利用権設定申請番号 284 番の審議を行うにあたり、山田正樹推進委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(山田正樹推進委員 退席)

○議長 (福士修身会長)

これより、利用権設定申請番号 283 番及び 284 番について審議を行います。質問、意見ありましたらどうぞ。

○各委員
(意見なし)

○議長 (福士修身会長)
利用権設定申請番号 283 番及び 284 番についてご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長 (福士修身会長)
異議なしと認め、そのように決定いたします。山田正樹推進委員を入場させてください。

(山田正樹推進委員 入場)

○議長 (福士修身会長)
次に、11 ページ目の利用権申請番号 287 番の審議を行うにあたり、工藤榮推進委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(工藤榮推進委員 退席)

○議長 (福士修身会長)
これより、利用権設定申請番号 287 番について審議を行います。質問、意見ありましたらどうぞ。

○各委員
(意見なし)

○議長 (福士修身会長)
利用権設定申請番号 287 番についてご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長 (福士修身会長)
異議なしと認め、そのように決定いたします。工藤榮委員を入場させてください。

(工藤榮委員 入場)

○議長 (福士修身会長)

これより、議事参与制限があつた申請番号 23 番、282 番から 284 番まで及び 287 番の合計 5 件を除く本案について審議を行います。質問、意見ありましたらどうぞ。

○各委員

(意見なし)

○議長 (福士修身会長)

議事参与制限があつた申請番号 23 番、282 番から 284 番まで及び 287 番の合計 5 件を除く本案について、当該計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長 (福士修身会長)

異議なしと認め、当該計画は決定といたします。

次に報告第 127 号と議案第 196 号は関連がありますので、一括審議の議題といたします。事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

議案書 13 ページの報告第 127 号から説明させていただきます。1 月 28 日及び 29 日に行われました各地区の農地利用最適化ブロック部会において、全ブロックで共有すべき内容と判断されました今年度の非農地判断方針につきまして、2 月 10 日に開催されました農地利用最適化協議会で全体方針が確認されたものです。この全体方針に基づき、各地区の非農地候補地について内容を整理し、本日、議案の提出に至ったものです。委員の皆様にはこの後の議案で非農地判断をご審議いただく流れとなります。

議案書の 14 ページです。説明に入ります前に、別紙の農地に復元して利用することが不可能な土地の浪岡地区の方ですけれども、3 か所訂正がございます。別紙の整理番号 106 から 108 の右から 4 つ目の非農地判断理由が「ア」となっておりますが、「イ」に訂正をお願いいたします。106、107、108 番です。

それでは、ご説明させていただきます。本案は、遊休農地に関する措置が示されている農林水産省経営局長及び同省農村振興局長通知の、農地法の運用についての内容を基に、今年度の農地

パトロールで、荒廃農地B分類判断された農地について、農地か非農地かの判断をいただくものです。非農地と議決されたものにつきましては、農地台帳上に記載するとともに、農地所有者、県の構造政策課、市の資産税課、法務局等関係機関に通知することとなります。先ほどの農地利用最適化協議会から報告がありました、令和2年度非農地判断の全体方針に基づく今年度の各地区の非農地候補地は、別紙にありますとおり、農地に復元して利用することが不可能な土地、青森地区は1から5ページまでの105筆、同じく浪岡地区は1から3ページまで計51筆、市全体で156筆となりました。本議案の農地一覧の非農地の判断理由項目につきましては別紙の右上に記載しておりますとおり、森林様相を呈しているものを「ア」、そして、復元しても継続利用不可のものを「イ」で示しております。なお、記載の農地については、農業者年金経営移譲にかかる特定対象処分農地、相続税及び贈与税の猶予に該当するものは無いことを確認しております。

それでは、本日配付のA4の図面、令和2年度非農地判断候補図面をご覧ください。上が対象農地周辺全体の位置図で、左上の黄色の四角枠の数字は図面番号、下の図は拡大図です。また拡大図の丸囲み数字は、議案書別紙の表の左から1つ目の欄に記載されている整理番号と同じ番号になります。例えば、青森地区の整理番号1、図面番号1、大字岩渡字小谷53番1は、図面では黄色四角枠数字1の下の拡大図の赤丸黄色囲み1と対応していることとなります。それでは、青森地区から説明いたします。図面をご覧ください。

図面番号1、滝内地区岩渡、競輪場から南東、東北自動車道の南に位置し、耕作されず相当の年数が経過しております。

図面番号2、油川地区新田、ガーラタウンの西側に位置し、用水の確保が困難で孤立しており、耕作されず相当の年数が経過しております。

図面番号3、新城地区鶴ヶ坂、集落の墓所から国道7号の下をくぐり到達する農地の一団で、農道も荒廃し、車での通行、機械搬入が困難で、耕作されず相当の年数が経過しております。

図面番号4、奥内地区西田沢、番号は16、17です。大堤沼から北東に位置し、いずれも耕作されず相当の年数が経過しております。次に、同じく奥内地区西田沢、番号は18から24、大堤沼から東、周囲の原野山林と一体化した農地の一団です。次に、同じく奥内地区飛鳥、番号は25から27、大堤沼から北、周囲の山林と一体化した農地の一団です。

図面番号5、奥内地区清水、番号は28から31、北中学校から西に位置し、既に非農地判断した一団に隣接し、荒廃具合が進行したものです。

図面番号6、後潟地区左堰、番号は32、左堰駅から北に位置し、原野に隣接、孤立しており、耕作されず相当の年数が経過しております。

図面番号7、後潟地区小橋、番号は33から68、六枚橋川から南に位置し、周囲が山林や既に非農地判断した農地に隣接した一団です。

図面番号8、後潟地区四戸橋、番号は69から85、山城公園より北に位置し、周囲が山林や既に非農地判断した農地に隣接した一団です。次に、後潟地区四戸橋、番号は86から95、山城公園より東に位置し、北海道新幹線の用地買収やほ場整備から外れた一団で、耕作されず相当の年数が経過しております。

図面番号 9、高田地区朝日山、番号は 96、97 です。太陽台団地の東に位置し、送電鉄塔の北側斜面にあり、周囲の山林と一体化しております。98 から 104 ですが、青森空港へ向かう高田バイパスと太陽台団地から上がってくる道路が交差する地点より北西に位置し、周囲の山林と一体化した農地の一団です。

図面番号 10、荒川地区荒川、荒川市民センター及び住宅に隣接し、用水の確保が困難で孤立しており、農地として復元しても継続して利用することが困難と見込まれる農地です。

次に、浪岡地区を確認します。図面番号は 11 からです。

図面番号 11、浪岡地区浪岡、浪岡中学校から東に位置し、いずれも住宅地に隣接し、農地として復元しても継続して利用することが困難と見込まれる農地です。

図面番号 12、浪岡地区浪岡、番号は 109、及び五本松、番号は 110 から 122 です。東北自動車道から東、青森空港へ向かう道路より山間にあり、山林や既に非農地判断した農地に隣接した一団です。

図面番号 13、浪岡地区五本松、先ほどの図面番号 12 よりさらに青森空港寄りの山間にあり、山林等や既に非農地判断した農地に隣接した一団です。

図面番号 14、野沢地区樽沢、熊沢溜池周辺に位置し、いずれも耕作されず相当の年数が経過しております。

図面番号 15、野沢地区吉野田、番号は 136 から 143、国道 7 号線より西、津軽自動車道より南に位置し、いずれも山林に隣接し、耕作されず相当の年数が経過しております。

図面番号 16、大杉地区杉沢が 144、及び高屋敷が 145、集落の東西にそれぞれ位置し、144 は溜池や山林に、145 は水路に隣接しており、いずれも耕作されず相当の年数が経過しております。

図面番号 17、大杉地区大釈迦、国道 7 号線沿いで大釈迦駅より北に位置し、周囲の山林と一体化し、耕作されず相当の年数が経過しております。

図面番号 18、五郷地区北中野、番号は 148 と 149、及び本郷、番号は 150 と 151、東北自動車道より東に位置し、いずれも周囲の山林と一体化しており、耕作されず相当の年数が経過しております。

図面番号 19、五郷地区相沢、さきほどの図面番号 18 よりさらに山間に位置し、いずれも集落から離れ点在し、周囲の山林と一体化しており、耕作されず相当の年数が経過しております。

青森地区、浪岡地区のいずれの農地につきましても、森林の様相を呈するなど周囲の状況からみて農地として復元が難しく、復元しても継続して利用することができない状態と判断されております。また、周辺の耕作に不利益となるおそれが考えられる場所はございません。議案についての説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（福士修身会長）

どうもありがとうございました。それでは、報告第 127 号については事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

議案 196 号について審議を行います。質問、意見ありましたらどうぞ。

○各委員
(意見なし)

○議長（福士修身会長）

議案第 196 号について、別紙の農地に復元して利用することが不可能な土地に記載の土地を全て非農地と判断することにご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長（福士修身会長）

異議なしと認め、そのように決定いたします。

次に、報告第 128 号を議題とします。事務局説明願います。

(事務局次長 報告のみ朗読)

○事務局

説明させていただきます。本案は、青森地区市街化区域内農地の所有権移転等を目的とした転用届出が 4 件でございます。青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。以上です。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員
(了承)

○議長（福士修身会長）

報告第 129 号を議題とします。事務局説明願います。

(事務局次長 報告のみ朗読)

○事務局

説明させていただきます。本案は農地の賃貸借契約の合意による無条件解約で 4 件です。以上です。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（福士修身会長）

報告第 130 号を議題とします。事務局説明願います。

（事務局次長 報告のみ朗読）

○事務局

説明させていただきます。青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明で 2 件です。なお、非農地証明については、同規定により交付済でございます。以上です。

○議長（福士修身会長）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（福士修身会長）

以上で審議は終了いたしました。事務局から何かあればどうぞ。

（農業委員・農地利用最適化推進委員の任期満了に伴う、新委員の募集関係について）

（事務局長から、現農業委員・現農地利用最適化推進委員への謝辞）

○議長（福士修身会長）

最後になりますが、委員の皆様から何かあればどうぞ。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

それでは、これを持ちまして第 36 回青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。